第1章　歴史的パースペクティブからみた排他的経済水域 3

1　グロティウスとセルデンおよび17～18世紀の国家実行 3

2　ベーリング海オットセイ漁業事件—領域性原理から機能的管轄権へ— 7

(1) ロシアによる閉鎖海主張 (7)　(2) ベーリング海オットセイ漁業事件 (8)

3　日本漁船のアラスカ海域への進出とアメリカの対応 14

(1) 日本の調査漁業とアメリカ国務省覚書 (14)　(2) 2つの法案 (17)

4　排他的漁業権概念の歴史と排他的経済水域概念の出現 18

まとめ 20

第2章　排他的経済水域概念の形成過程 24

1　トルーマン宣言とそれに引き続く中南米諸国の動き 24

2　第1次および第2次国連海洋法会議 29

3　第2次国連海洋法会議以後の中南米およびアフリカにおける動き 31

(1) 中南米における動き (32)　(2) アフリカにおける動き (37)

4　国連海底平和利用委員会の審議　40
5　第3次国連海洋法会議の審議　42
まとめ　45

第3章　排他的経済水域の範囲と法的地位——52

1　排他的経済水域の範囲　52
2　排他的経済水域の法的地位　53
(1) 第3次国連海洋法会議における3つの基本的立場 (55)
(2) 国連海洋法条約の規定 (55)　(3) 学者等の見解 (58)
(4) まとめ (60)

第4章　排他的経済水域と大陸棚の関係——66

1　第3次国連海洋法会議の審議　66
2　国連海洋法条約の規定　71
(1) 設定行為の必要性 (72)　(2) 範囲 (72)　(3) 沿岸国の権限 (73)　(4) 他の国の権利 (74)　(5) 境界画定 (74)
3　国家実行
(1) 法令の形式 (75)　(1) 沿岸国の権限 (76)　(3) 境界画定 (76)
4　学説等　77
まとめ　82

第5章　排他的経済水域における航行、上空飛行、海底電線・海底パイプライン敷設の自由および軍事活動——87

1　排他的経済水域における航行等の自由　87
(1) 航行の自由 (90)　(2) 上空飛行の自由 (94)　(3) 海底電線および海底パイプライン敷設の自由 (95)　(4) 各国の実行 (96)

2　排他的経済水域における軍事活動　102

(1) 軍事活動一般、軍事演習、軍事作戦行動（102）　(2) 軍事施設・構築物の設置・利用（105）　(3) 各国の実行（105）

まとめ　107

第6章　排他的経済水域における生物資源の保存、管理および利用——113

1　生物資源の保存管理　113

(1) 総説（113）　(2) 漁獲可能量（115）　(3) 最大持続生産量（MSY）（115）　(4) 各国の実行（118）

2　生物資源の利用　120

(1) 総説（120）　(2) 最適利用および余剰分の外国への割当て（121）　(3) 各国の実行（124）

3　特定の漁業資源の保存、管理および利用　131

(1) 二以上の沿岸国の排他的経済水域にまたは排他的経済水域内および当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する資源（131）　(2) 高度回遊魚種（133）　(3) 海産哺乳動物（135）　(4) 溯河性資源（136）　(5) 降河性魚種（139）　(6) 定着性種族（140）

4　沿岸国の法令の執行　141

まとめ　143

第7章　排他的経済水域における人工島、施設、構築物の設置・利用——153

1　国連海洋法条約の規定　153

2　国家実行　157

まとめ　159

第8章　排他的経済水域における海洋環境の保護・保全——163

1　旗国主義による規制の限界と沿岸国管轄権の拡大傾向　163
2　国連海洋法条約の規定　168
(1) 基準設定（169）　(2) 執行（172）　(3) 小結（176）
3　各国の実行　177
(1) 総説（177）　(2) カナダ（178）　(3) アメリカ（180）
(4) 日本（181）
おわりに　184

第9章　排他的経済水域における海洋の科学的調査——187

1　海洋の科学的調査をめぐる先進国の立場と開発途上国の立場　189
2　国連海洋法条約の関連規定　190
(1) 総説（190）　(2) 沿岸国が通常の状況において同意を与える科学的調査と沿岸国が裁量で同意を与えないことができる科学的調査（191）　(3) 黙示の同意（193）　(4) 調査実施についての義務（194）　(5) 海洋の科学的調査の活動の停止または終了（195）　(6) その他（196）
3　各国の実行　196
(1) 総説（196）　(2) 沿岸国の権限―排他的管轄権、管轄権等―（196）　(3) 科学的調査に対する同意（197）　(4) 沿岸国に情報を提供する義務（199）　(5) 一定の条件を遵守する義務（200）　(6) 海洋の科学的調査活動の停止または終了（202）
まとめ　204

第10章　排他的経済水域と国際慣習法——210

1　国連海洋法条約における排他的経済水域概念と諸国による排他的経済水域の実施　210
2　排他的経済水域の国際慣習法化に関する諸見解　212
(1) 国際司法裁判所の見解（212）　(2) 学説（214）
3　国際慣習法規則の形成との関連での排他的経済水域　217

4　パッケージ・ディールと国際慣習法　224
まとめ　226

第11章　総　括——233

1　排他的経済水域概念の形成と同水域の性格　233
2　排他的経済水域に対する諸国の態度と未解決の問題　234
(1) 海洋法の制度として定着した排他的経済水域（234）　(2) 先進国の態度と開発途上国の態度（235）　(3) 国家実行の総括（236）　(4) 未解決の問題（240）
3　領域化の拠点の問題　241

補章1　排他的経済水域の境界画定——243

1　総説　243
2　国際裁判　247
3　海域境界画定の法理の検討　248
(1) 等距離方法の取扱い（248）　(2) 衡平原則（250）　(3) 自然の延長と距離基準（252）　(4) 単一境界画定の問題（255）　(5) 境界画定における諸要因（257）
おわりに　264

補章2　排他的経済水域に関する紛争解決手続——268

1　国連海洋法条約の紛争解決手続の基本構造　268
2　強制的裁判手続からの制限および除外　272
(1)　総説（272）　(2)　制限（274）　(3)　選択的除外（280）
おわりに　284

索引　289